

「働き方改革」の実現をワンストップですべて無料でサポートします!

TOKYO WORK STYLE REFORM PROMOTION SUPPORT CENTER

東京働き方改革 推進支援センター

厚生労働省 東京労働局の委託事業「中小企業・小規模事業者に対する
働き方改革推進支援事業」のご案内

ご存知ですか?

2019年より順次、改正法が適用!

時間外労働の上限規制

月45時間年360時間(原則)

施行: 2019年4月1日~
※中小企業は、2020年4月1日~

年次有給休暇の時季指定

毎年5日(確実に取得)

施行: 2019年4月1日~

同一労働・同一賃金

正規と非正規の不合理な待遇差を禁止

施行: 2020年4月1日~
※中小企業は、2021年4月1日~

「働き方改革」を行うに当たって、以下の対応はお済みですか!?

- 時間外労働を行うには、サブロク(36)協定が必要です。
- 労働契約を締結する際は、労働者に対して、労働条件を書面等で交付する必要があります。
- 労働者10名以上の場合は、就業規則の作成、届け出が必要です。
- 賃金台帳、労働者名簿などを作成する必要があります。
- 非正規の方を雇っている場合は、正規の方と比べて不合理な待遇差がないようにする必要があります。

東京働き方改革推進支援センターがお手伝いします!

STEP 1

まずは、電話・メール・
センターへの来所にて、
お悩みをご相談ください。



STEP 2

貴社の課題に応じた
コンサルティングを
無料で実施します。



ご相談窓口

東京働き方改革推進支援センター

東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル 受付1階 個別相談ブース6階
※ご希望に応じて立川オフィスでの相談も可能です。(JR中央線 立川駅北口 徒歩5分)



0120-232-865

受付時間:
平日9:00~17:00

✉ ADE.JP.tky-workstyle@jp.adecco.com

FAX 03-5326-2115

詳細は専用ホームページへ

https://www.adecco.co.jp/news/tokyo_kaikaku/

※各種セミナー案内や来所の申込み、相談申込みができます



いろいろな悩みをワンストップで支援します

- 時間外労働を削減したい
- 労働時間制度、賃金制度を見直したい
- 同一労働同一賃金について知りたい
- 生産性向上による賃金引上げを行いたい
- 非正規労働者の処遇を改善したい
- 労働関係の助成金を活用したい
- 36協定について詳しく知りたい
- 人手不足の解消に向けた労務管理をしたい

費用 無料

相談方法

- ・フリーダイヤルによる電話相談
- ・メールによる相談
- ・来所による相談

相談日時 平日午前9時～午後5時
(祝祭日・年末年始を除く)

個別対応 専門家派遣によるコンサルティング



東京働き方改革推進支援センター

東京都新宿区西新宿1-22-2 新宿サンエービル
受付1階 個別相談ブース6階

アクセス

京王線/小田急線/東京メトロ丸の内線
新宿駅西口 徒歩4分

JR各線 新宿駅
新宿駅南口 徒歩5分

都営新宿線/大江戸線
新宿駅7番出口 徒歩1分



まずはお気軽にお電話ください



0120-232-865

受付時間:
平日9:00～17:00

FAX

03-5326-2115

または下記ご記入の上、ご希望の相談方法、相談日時を上記ファックス番号までお送り下さい。

貴社名		T E L	
お名前		F A X	
M a i l			

■ご希望のご相談方法にチェックしてください。

☐ センターに行って相談したい ☐ 来社してほしい ☐ 希望時間に電話してほしい

■ご相談希望日時

☐ 第1希望: 月 日(曜日)午前・午後 ☐ 第2希望: 月 日(曜日)午前・午後

■ご相談内容をご記入ください。(複数回答可)

☐ 「働き方改革関連法」全般の説明 ☐ 労働時間関係 ☐ 年次有給休暇の取得 ☐ 同一労働同一賃金関係 ☐ その他